別表 2 再生路盤材

別表		冉生路盤	1179
	項	目	評価基準内容
1	評価対	対象資材	道路等で使用する舗装用の再生路盤材(構造物の基礎材として使用する再生砕石を含む)を対象とする。
2	品質	・性能	以下のすべての項目に適合していること。 ・ 粒度
			「再生粒度調整砕石」「再生クラッシャラン」「再生加熱アスファルト安定処理混合物」のそれぞれについて、別表2-1の基準に適合すること。 -PI、修正CBR等 「再生粒度調整砕石」「再生クラッシャラン」「再生加熱アスファルト安定処理混
			合物」のそれぞれについて、別表2-2の基準に適合すること。
			材の品質に悪影響を及ぼす不純物)の上限値は別表2-2-1の基準に適合すること。
_	再生 ³ 含有 ³	資源の 率	別表2-3に掲げる再生資源を、製品の質量比で30%以上含有し、これら以外の再生資源を含有していないこと。別表2-4に掲げられた再生資源については、更にその品質・性能を満足していること。
			1.「再生粒度調整砕石」及び「再生クラッシャラン」の再生資源の含有率について ・別表2-3に掲げる再生資源以外のものを加える場合は、新材(天然砕石)の みであること。ただし、再生粒度調整砕石については、粒度調整のために加える 場合に限り、国、愛知県及び県内市町村が実施する公共工事から発生した残土を
			使用してもよい。 ・陶磁器くず(陶器がわら、レンガを含む)を含有する場合は、製品の質量比で 10%以下とすること。
			・アスファルトコンクリート塊の混合率は50%を上限とし、新材(天然砕石)を含む場合のアスファルトコンクリート塊の混合率は30%を上限とする。2.「再生加熱アスファルト安定処理混合物」の再生資源の含有率について・アスファルトコンクリート再生骨材を製品の質量比で20%以上含有している
			こと。 ・一般・産業廃棄物溶融スラグを含有する場合は、上記のアスファルトコンクリート再生骨材に加えて、一般・産業廃棄物溶融スラグを製品の質量比で10%程度
			含有するものであること。 なお、上記の含有率以下であっても合理的な理由が明確に示される場合等には認定できる。
_	環境(安全(こ対する 生	a. 原料および再生資源の原料として、特別管理(一般・産業)廃棄物を使用していないこと。
			b. アスファルトコンクリート再生骨材、セメントコンクリート再生骨材以外の再生 資源を用いる場合は、原則として原料(再生資源)が、土壌汚染対策法施行規則 第31条第1項及び第2項に定める溶出量及び含有量における環境基準のうち、 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素におけ る基準に適合していること。ただし、これら以外の懸念される物質の溶出、含有
⑤	品質信	管理	がある場合には、懸念される物質の基準に適合していること。 a. 品質性能に関する基準への適合状況の確認検査が適正になされていること。 b. 環境安全性に関する確認検査が適正になされていること。
			c. 再生資源以外の原料として、残土を使用する場合、残土の発生場所が明確であり、 かつ受け入れ記録が管理され、有害物質による土壌汚染の懸念がない残土のみを 使用可能とする。

⑥ 環境負荷

- a. 再生資源を含有しない製品を使用した場合と比較したときの環境負荷低減への寄 与の度合いについて、報告すること。
- b. 製品の使用等により環境負荷の増大が懸念される別表 2-5 に定める項目について、製造者・販売者の状況を報告すること。

別表2-1 再生路盤材の粒度

種類	呼び名	粒度範	ふるいを通るものの質量分布 %									
		囲	JIS Z 8801-1に規定する金属網ふるいの目開き									
			53	37. 5	31.5	26.5	19	13.2	4. 75	2.36	425	75
			mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	mm	μ m	μ m
再生粒	RM-40											
度調整	MS-40	40~0	100 95	95~100		1	60~90	200.66	30~65	20~50	10~30	2~10
砕石	HMS-40			35 - 100			00 - 30		30 - 03	20 - 50	10 - 50	2 - 10
	MM-40											
	RM-30						60~90	30~65			10~30	
	MS-30	30~0		100	95~100				30~65	20~50		2~10
	HMS-30			100	30 100				30 - 03	20 - 50		
	MM-30											
	RM-25											
	MS-25	25~0			100	95~100		55~85	30~65	20~50	10~30	2~10
	HMS-25				100	00 100		00 00	00 00	20 00	10 00	2 10
$\overline{}$	MM-25											
再生クラッ												
	CS-40	40~0	100	$95 \sim 100$			50~80		15~40	5~25		
	CM-40											
	RC-30											
	CS-30	30~0		100	95~100		55~85		$15 \sim 45$	5~30		
	CM-30											
	RC-20											
	CS-20	20~0				100	95~100	60~90	20~50	10~35		
	CM-20											
再生加熱アス												
烈ノヘファル												
ト安定			100	$95 \sim 100$			50~100			20~60		$0 \sim 10$
処理混												
合物												

注:再生骨材などの粒度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

別表2-2 再生路盤材のPI、修正CBR、すり減り減量等

種類	試験項目	試験方法	規格値
再生粒度調整砕石	使用骨材の 425 μ mふるい	舗装調査・試験法便覧	4以下
	通過分のPI(塑性指数)	F 0 0 5 (2019)	
	安定性損失率	舗装調査・試験法便覧	20%以下
		A 0 0 4 (2019)	
	修正CBR	舗装調査・試験法便覧	80以上
		E 0 0 1 (2019)	[90以上]
	すり減り減量	JIS A 1121:2007 ロサンゼ	50%以下
		ルス試験機による粗骨材	
		のすりへり試験方法	
再生クラッシャラン	使用骨材の 425μmふるい	舗装調査・試験法便覧	6以下
	通過分のPI(塑性指数)	F 0 0 5 (2019)	
	修正CBR	舗装調査・試験法便覧	30以上
		E 0 0 1 (2019)	[40以上]
	すり減り減量	JIS A 1121:2007 ロサンゼ	50%以下
		ルス試験機による粗骨材	
		のすりへり試験方法	
再生加熱アスファル	使用骨材の 425μmふるい	舗装調査・試験法便覧	9以下
卜安定処理混合物	通過分のPI(塑性指数)	F 0 0 5 (2019)	
	安定度	舗装調査・試験法便覧	・加熱混合 : 3. 43kN 以上
		B 0 0 1 (2019)	・常温混合 : 2. 45kN 以上
	フロー値		10~40 1/100cm
	空隙率		3~12%
	アスファルト量	舗装調査・試験法便覧	3.5~4.5%
		G 0 2 8 (2019)	

注:アスファルトコンクリート再生骨材を含む場合の修正CBRは、[]内の数値を適用する。ただし、 40 $\mathbb C$ \mathbb

別表2-2-1 不純物量の上限値

分類	不純物の内容	上限値※(%)
A	ガラス片	0.15
В	石こう及び石こうボード片	0.03
С	その他無機質系ボード	0.15
D	プラスチック片	0.06
Е	木片、紙くず等	0.03
F	アルミニウム、亜鉛以外の金属片	0.30
	不純物量の合計(全不純物量)	0.30

[※]上限値は質量比で表し、各分類における不純物の内容の合計に対する値を示している。

別表2-3 再生路盤材の原料となる再生資源

原料となる再生資源
 ○セメントコンクリート塊
 ○陶磁器くず(陶器がわら、れんがを含む)
 ○鉄鋼スラグ
 ○一般廃棄物溶融スラグ
 ○石炭灰(フライアッシュ、クリンカアッシュ)をセメント固化したもの
 ○廃石材(天然石の廃材のみ)

別表2-4 「再生路盤材」に用いる再生資源の品質・性能

区分	再生資源の種別	品質・性能						
再生粒度調	粒度調整鉄鋼ス	試験項目	試験方法	規格値				
整砕石	ラグ(MS)	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧	呈色なし				
		(高炉徐冷スラグを対象) 水浸膨張比(%)	E 0 0 2 (2019) 舗装調査・試験法便覧	1. 0以下				
		(製鋼スラグを対象)	E 0 0 4 (2019)	1. 05				
		修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧	80以上				
			E 0 0 1 (2019)					
		単位容積質量(kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A 0 2 3 (2019)	1. 5以上				
		なお、エージングについてに	・ は「JIS A 5015 道路用鉄錚	列スラグ 6 エー				
		ジング」の規定によること。						
	水硬性粒度調整	試験項目	試験方法	規格値				
	鉄鋼スラグ(HMS)	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧	呈色なし				
		(高炉徐冷スラグを対象)	E 0 0 2 (2019)					
		水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧	1.0以下				
		(製鋼スラグを対象) 一軸圧縮強さ[14日](Mpa)	E 0 0 4 (2019)	1. 2以上				
		— 押/土浦5虫 ○ [14 口] (Mpa)	舗装調査・試験法便覧 E003(2019)	1. 2以上				
		修正CBR (%)	舗装調査・試験法便覧	80以上				
			E 0 0 1 (2019)					
		単位容積質量(kg/1)	舗装調査・試験法便覧	1. 5以上				
			A 0 2 3 (2019)					
		なお、エージングについてに	は「JIS A 5015 道路用鉄鋼	リスラグ 6 エー				
		ジング」の規定によること。						
	粒度調整一般廃	「JIS A 5032:2016 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融						
	棄物溶融スラグ	固化した道路用溶融スラグ」の	の規定に適合すること。					
	(MM)							
	粒度調整産業廃							
	棄物溶融スラグ							
	(MM)							

別表2-4 「再生路盤材」に用いる再生資源の品質・性能(続き)

区分	再生資源の種別	品質・性能					
再生クラッシャラン	クラッシャラン 鉄鋼スラグ(CS)	試験項目	試験方法	規格値			
	少人が回っ、	呈色判定試験 (高炉徐冷スラグを対象)	舗装調査・試験法便覧 E002(2019)	呈色なし			
		水浸膨張比(%) (製鋼スラグを対象)	舗装調査・試験法便覧 E004(2019)	1. 0以下			
		なお、エージングについてに ジング」の規定によること。	同スラグ 6 エー				
	クラッシャラン 一般廃棄物溶融 スラグ(CM) クラッシャラン 産業廃棄物溶融 スラグ(CM)	園化した道路用溶融スラグ」の規定に適合すること。					
	石炭灰 (フライ アッシュ、クリン カアッシュ)をセ メント固化した もの	とする。 ・再生資源の原料(固化前の石炭灰)が、別表2の「④環境に対する安					

備考; JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ 6エージング

水硬性粒度調整鉄鋼スラグ, 粒度調整鉄鋼スラグ及びクラッシャラン鉄鋼スラグに用いる製鋼スラグは, 蒸気エージング(配管方式, 加圧方式など)又は6か月以上大気エージングをしたものでなければならない。ただし、電気炉系スラグを3か月以上大気エージングをし、水浸膨張比が0.6%以下となる場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

別表2-4 「再生路盤材」に用いる再生資源の品質・性能(続き)

<u> </u>	· 冉生跄盛材]	に用いる冉生貧源の品質・性能(続き)								
区分	再生資源の種別	品質・性能								
再生加熱ア	鉄鋼スラグ									
スファルト		材料名	呼咯	表乾密度		吸水率	すりへり	水邊膨脹	エージ	
安定処理混				(g/cm3)		(%)	減量(%)	比(%)	ング	
合物		クラッシャラ	CSS				50 以下	2.0以下	3 ヶ月	
		ン製鋼スラグ						以上		
		単粒度製鋼ス	SS	2.45以上		3.0 以	30以下	2.0以下	3 ヶ月	
		ラグ				下			以上	
						- 856		L		
	アスファルトコ	アスファルトコン			生骨材	の品質	2/			
	ンクリート塊	旧アスファルト					%	3. 8		
		旧アスファルト	の性状	-	針入月		10mm		以上	
					圧裂的	系数 MPa	a/mm	1.70	以下	
		骨材の微粒分量					%		以下	
		[注1]アスフ								
		「アをロノ 新アスフ				-用いる!	謂 表用44	中スファ	ルトを	
		〔注2〕アスフ			-	ト再生骨	材は、通	常 20~13	mm、13	
								3~0mm Ø		
		にふるい の粒度区					示される	規格は、1	3∼0mm	
		[注3]アスフ				-	材の 13mm	」以下が2	種類に	
								製造時にお		
								するか、別		
								相当分を ~0mm 以外		
			•				•	全試料から		
							験を行う。			
		〔注4〕アスフ								
		および 7 生骨材の						トコンクリ	ート冉	
		[注5] 骨材の	,,					オの微粒分	量試験	
		方法」に			Ü			,,,,,		
		〔注6〕アスフ								
			_		•			、混合物に		
		-						⁻いので他 引すること		
		しい。	• /		. , , , , , ,		E 0 ((\infty))	, , , , , ,	~ <u> </u>	
		〔注7〕旧アスファルトの性状は、針入度または圧裂係数のどちらか							ちらか	
		が基準を	満足すれ	いばよ	い。					
		- 						アを溶融		
	スラグ	固化した道路用流						- 2 · 2 /9UMP/	AII 11 2 7	
	産業廃棄物溶融			-	., -, -	/	3			
	スラグ									

別表2-5 報告を求める環境負荷増大が懸念される項目

される項目

- 環境負荷の増大が懸念 ア. 製造段階で新材からの製造に比べ、エネルギー消費量の増大、地球温暖化物 質の増加、大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出など環境負荷 が増大しないか。
 - イ. 新材に比べ運搬距離が著しく長くなり、エネルギー、地球温暖化物質などに よる環境負荷が増大しないか。
 - ウ. 施工時及び使用時に有害物質が溶出したり粉塵などとして排出される可能性
 - エ. 廃棄時に新材からの製品に比べ処理困難物とならないか。埋め立てなどによ り生態系の破壊を引き起こさないか。
 - オ. 再リサイクルは可能か。再リサイクルへの取り組みは実施しているか。
 - カ. 再リサイクルの段階において著しく環境負荷が増大しないか。